

# 転居届に係る情報に対する 捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会への御対応について

令和 7 年 7 月 1 日  
法務省刑事局

# 刑事訴訟法 197条2項及び同法 508条の法的性質 ①

## ●刑事訴訟法 197条2項（捜査関係事項照会）

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## ●刑事訴訟法 508条（裁判執行関係事項照会）

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

### ▶団体

法人格の有無を問わない。  
⇒郵便局は団体に該当する。

### ▶裁判の執行に関して必要があると認めるとき

例：自由刑やその他の裁判の執行について、その執行を受ける者の所在や資産等の調査を行うとき。

## 刑事訴訟法 197条2項及び同法 508条の法的性質 ②

### 照会に対する報告義務

刑事訴訟法 197条2項及び同法 508条に基づく照会は、照会を受けた**相手方に報告を法的に義務付けるもの**

(松尾浩也監修 条解 刑事訴訟法 (第5版) 410頁及び1316頁)

(令和元年5月15日 衆議院法務委員会における政府参考人答弁)

### 守秘義務と回答との関係

法的義務に基づくものであるので、照会に回答しても、国家公務員法、地方公務員法等の定める**守秘義務に違反しない**

(松尾浩也監修 条解 刑事訴訟法 (第5版) 410頁及び1316頁)

# 一般的な捜査関係事項照会又は裁判執行関係事項照会の事務フロー

① 事件を担当する検察官又は検察事務官が照会書を作成



② 帳簿に所定の事項を記載するなどして発出を組織的に管理（個人的な目的での濫用を防止）



③ 照会書を照会先に送付（原則は郵送。照会先の希望に応じ、FAX、メール又は手交）



④ 照会先から回答受領（原則は郵送。照会先の希望に応じ、FAX、メール又は手交）



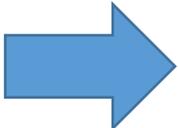
⑤ 回答書を照会書謄本とともに事件記録に編綴

# 検察庁からの照会に対する郵便局における回答状況

## 現 状

転居届に係る情報（転居先住所等）を対象とした

- 刑事訴訟法 197 条 2 項に基づく検察庁からの捜査関係事項照会
- 刑事訴訟法 508 条に基づく検察庁からの裁判執行関係事項照会

 郵便法 8 条に該当するため回答できない旨の回答

# 転居届に係る裁判例及び裁判後に改められた郵便分野ガイドライン解説

## ●平成28年10月18日最高裁判決における岡部裁判官の補足意見

「転居届に係る情報は、**信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当する。**」

## ●平成29年6月30日名古屋高裁判決（上記最高裁判決の差戻審）

郵便法8条2項が弁護士法第23条の2第2項に基づく照会の報告義務に優越するか否かについては「…**照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。**」

### 両判決後に改められた郵便分野ガイドライン解説

- ▶ 転居届に係る情報は「**信書の秘密**」ではなく、「**郵便物に関して知り得た秘密**」に**該当する**と改正。
- ▶ 郵便物に関して知り得た他人の秘密については、**比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能。**
- ▶ 第三者提供が可能と考えられる事例に**弁護士法23条の2に基づく照会等**が追記。

「**比較衡量**」の枠組みは、**刑事手続の関係でも同様であり、裁判所の判断（令状）がなければおよそ第三者提供不可であるとは考えられない**

# 転居届に係る情報の必要性

## ● 被疑者等が所在不明となることによる弊害

被疑者、被告人及び裁判の執行を受ける者が逃亡するなどして所在不明となることがある

捜査

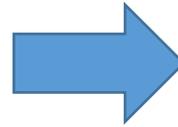
被疑者に対する捜査が不能

裁判中

公判を開くことが不能

確定後

裁判の執行が不能



**刑罰権の適正な行使が不能**

# 転居届に係る情報の必要性

## ●具体的なイメージ

### 捜査

- ① **特殊詐欺**の「架け子」や**闇バイト**の「指示役」が、アジトを転々とし、所在不明のまま、常習的に詐欺や強盗に及んでいる  
⇒ 更なる被害を防止するためにも、早急に転居先を特定し、検挙する必要あり
- ② 連続通り魔殺人等の**凶悪犯**の居所を防犯カメラリレーや聞き込み捜査で特定したが、既に転居しており、賃借名義も他人で人定の特定が困難  
⇒ 更なる被害を防止するためにも、早急に転居先を特定し、検挙する必要あり
- ③ 本来の拠点と特定されないようにダミー住所を賃借するなどした上で、そこに郵送されてくる郵便物を本来の拠点に郵送することにより**転居制度自体を悪用**した組織的詐欺犯罪、マネロン、脱税事犯  
⇒ 郵便局からの迅速な情報提供により、早急に検挙する必要あり

### C f) 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」

- ⇒ 金融機関や各種事業者に対する迅速な照会・回答を要求
- ⇒ **政府一丸となった犯罪対策**

# 転居届に係る情報の必要性

## ●具体的なイメージ

### 裁判中

公判係属中の被告人が、保釈中に、保釈時に裁判所から保釈条件として指定された制限住居から逃亡し、所在不明になった

⇒ 公判期日が開廷できないのみでなく、逃亡行為自体が制限住居離脱罪（95条の3）にも該当する犯罪行為

### 裁判執行

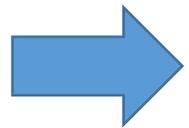
在宅で懲役刑の実刑判決を受けた被告人について、当該判決が確定した後に、検察官から刑の執行のために呼出しを受けたが、出頭しないまま逃亡し、所在不明になった

⇒ 裁判が執行できないのみでなく、逃亡行為自体が不出頭罪（刑事訴訟法484条の2）にも該当する犯罪行為

# 転居届に係る情報の必要性

## ●転居届に係る情報の必要性

所在不明となった被疑者等は、住民票に登録された住居地以外の場所に居住していることがある郵便物の転送先を居住地として届け出ていれば、**居住地が判明**する可能性がある。

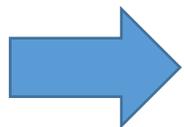


被疑者等の居住地が判明すると、捜査や公訴の提起、公判の開廷、裁判の執行が可能となり  
**刑罰権の適正な行使が可能となる**

# 転居届に係る情報の必要性

## ●令状ではなく捜査関係事項照会等によることの必要性

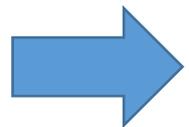
- 令状の場合には、令状請求のための各種書類の作成・準備や令状の執行手続が必要  
令状執行時には、処分を受ける事業者の立会いを求めた上で、面前で令状の呈示等が必要（刑事訴訟法220条、110条、114条2項）
  - ⇒ ・ 処分を受ける事業者にとっては、回答作成の負担に加え、令状執行に立ち会う負担あり
  - ・ 捜査機関にとっても、出張の負担あり（特に遠方の捜査機関の場合）
- ⇒ 捜査機関と処分を受ける事業者との間で執行日時の調整が必要
- 電磁的記録提供命令導入後も令状請求のための同様の準備期間が必要
- 捜査関係事項照会等の場合には、執行が不要
  - ⇒ ・ 事業者にとっては、執行に立ち会う負担がない
  - ・ 捜査機関にとっても、出張の負担がない
- ⇒ 捜査機関と事業者との間で執行日時の調整が不要



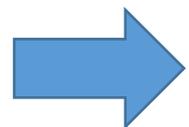
**事業者側、捜査側双方にとって負担が軽く、日程調整も不要**  
**早急な情報収集の必要性に迅速に対応可能**

# 転居届に記載された情報の種類

- 転居届（申請者氏名、生年月日、転居先住所等） → 捜査関係事項照会×（郵便局）
- ⇕
- 住民票（氏名、生年月日、現住所、同居人情報等） → 捜査関係事項照会○（市区町村）
- 戸籍（氏名、住所、本籍、家族情報等） → 捜査関係事項照会○（市区町村）
- 電気通信事業者保有の契約者情報（氏名、住所等） → 捜査関係事項照会○（電気通信事業者）



同様の情報が記載された住民票、戸籍、住所等について、**照会可能**



捜査関係事項照会の緊急性・必要性、犯罪抑止、被害者救済、治安維持への**理解**  
捜査機関の情報管理への**信頼**

# 弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会との比較

## ●趣旨

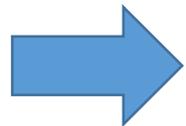
### 弁護士会照会制度

弁護士が受任事件について必要な事項や証拠の発見収集をし、事実に基づいて事件が適切に解決されることを目的としており、我が国の司法制度を維持するもので、公益を図る制度

(郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書 2022年7月 総務省)

### 捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会

- ・ 刑事事件の捜査における証拠の収集等
  - ・ 自由刑、財産刑その他の裁判の執行のため、裁判の執行を受ける者の所在・資産の調査等
- ⇒ 事件の真相究明及び裁判の執行を担保する極めて公益性の高い制度



捜査関係事項照会等は弁護士会照会と公益を図るという点で**制度趣旨は共通**

# 弁護士法 23 条の 2 に基づく 弁護士会照会との比較

## ●情報の保護について

### 〈守秘義務〉

弁護士：業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らしたとき

⇒ 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金（刑法 134 条 1 項）

検察官・検察事務官：職務上知り得た秘密を漏らした場合

⇒ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（国家公務員法 109 条、同法 100 条）

### 〈ストーカー事案の被害者等の情報の保護について〉

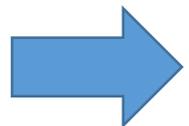
弁護士：取得した情報は基本的に依頼人に伝える

⇒ 発出前に弁護士会が DV・ストーカー・児童虐待事案との関連が窺われないことを確認

検察官・検察事務官：「依頼人」は不在。刑事事件に関する記録は厳重に管理

※ 「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」（刑事訴訟法 47 条本文）

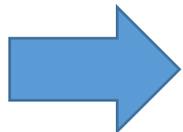
「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」は、保管記録を閲覧させないものとする（刑事確定訴訟記録法 4 条 4 号）



**情報の保護が十分である点でも捜査関係事項照会等は弁護士会照会と共通**

# 捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会に対し第三者提供が可能であること

- ▶ 刑事訴訟法 197 条 2 項及び同法 508 条の法的性質  
照会に対する報告義務があり  
回答しても守秘義務に違反しない
- ▶ 捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会の対象となる者  
犯罪の捜査又は裁判の執行の対象
- ▶ 転居届に係る情報の必要性  
刑罰権の適正な行使のために必要な情報
- ▶ 弁護士会照会との比較  
捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会は、趣旨及び情報の保護の点で  
弁護士会照会と同様



**第三者提供は可能である**